

相模原市議会基本条例の一部を改正する条例について
相模原市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

提出者	相模原市議会議員	佐藤尚史
提出者	相模原市議会議員	南波秀樹
提出者	相模原市議会議員	羽生田学
提出者	相模原市議会議員	小林たかみち
提出者	相模原市議会議員	岩井大
提出者	相模原市議会議員	三須城太郎
提出者	相模原市議会議員	榎本揚助
提出者	相模原市議会議員	萩生田康治
提出者	相模原市議会議員	秋本仁
提出者	相模原市議会議員	野元好美
提出者	相模原市議会議員	岡本浩三
提出者	相模原市議会議員	桜井はるな
提出者	相模原市議会議員	中村昌治

相模原市議会基本条例の一部を改正する条例

相模原市議会基本条例(平成 2 6 年相模原市条例第 3 7 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「本市の」次に「重要な」を加え、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」といいます。)に定める検査及び調査その他の権限を行使すること。

第 5 条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 法に定める議会の権限の適切な行使に資するため、市民の負託を受け、誠実にその職務を行うこと。

第 8 条第 1 項中「地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)」を「法」に改める。

第 9 条中「本市の」次に「重要な」を加える。

第 1 1 条中「地方自治法」を「法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

提案の理由

地方自治法の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 1 9 号)による地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)の改正に伴う市議会の役割及び活動原則に係る規定、議員の責務及び活動原則に係る規定並びに市長等との関係に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

映像の力でさがみはらを元気にする条例について
映像の力でさがみはらを元気にする条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

提出者	相模原市議会議員	佐藤尚史
提出者	相模原市議会議員	萩生田康治
提出者	相模原市議会議員	西田悠人
提出者	相模原市議会議員	三須城太郎
提出者	相模原市議会議員	中村忠辰
提出者	相模原市議会議員	栗原大
提出者	相模原市議会議員	鈴木晃地
提出者	相模原市議会議員	野元好美

映像の力でさがみはらを元気にする条例

本市は、住宅、商店、工場等が集積する都市部並びに山、川、湖等の豊かな自然及び風情のある人里が調和した山間部を有しており、ロケーションに適した場所の豊富さ及び都心との交通の利便性の高さから、様々な映像作品の撮影地として選ばれてきました。

本市がより多くの映像作品の撮影地となることは、地域経済の活性化につながるとともに、映像作品として自分の住むまちや見慣れた風景が発信されることによりシビックプライド(さがみはらみんなのシビックプライド条例(令和 3 年相模原市条例第 3 号)第 2 条第 1 号に規定するシビックプライドをいいます。以下同じです。)の醸成を図ることにつながります。

今後、ロケーションを積極的に誘致し、本市がより多くの映像作品の撮影地として選ばれるためには、市、事業者及び市民がこれまで以上に映像作品の制作に対する理解を深めるとともに、映像事業者による映像作品の撮影に対する支援及び協力に係る意識を高めていく必要があります。

このような認識の下、本市が有する撮影地としての可能性並びに映像作品及び映

像産業がもたらす効果及び価値を最大限にいかすとともに、市、事業者及び市民が協力及び連携をしながら撮影推進施策を実施することにより、本市がより多くの映像作品の撮影地として選ばれ、本市の魅力が市内外に広く発信されることを実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、撮影推進施策に関する市の責務並びに映像事業者、事業者及び市民の役割並びに、基本的な事項を定めることにより、本市の撮影地としての需要の拡大を図る様々な取組を推進し、地域経済の活性化、シビックプライドの醸成を図り、もって「映像の力でさがみはらを元気にする」ことを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 撮影推進施策 次に掲げる取組をいいます。

ア ロケーションの誘致に係る取組

イ 映像作品の制作に対する事業者及び市民の理解及び協力の促進に係る取組

ウ 本市で撮影された映像作品を通じて多くの人が本市に親しみを持つことを促進する取組

エ 映像事業者による映像作品の制作を通じて事業者による事業活動及びサービスが活用されることを促進する取組

(2) 映像事業者 映像作品の制作及び発信に係る事業を営む個人又は法人その他の団体をいいます。

(3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいいます。

(4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する人をいいます。

(基本理念)

第3条 「映像の力でさがみはらを元気にする」ことの実現は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとします。

(1) 映像事業者の主体性及び創造性を十分に尊重すること。

(2) 本市で撮影された映像作品は、多くの人から本市が魅力的なまちとして認知されるための有効な手段となるものであるとの認識に立つこと。

(3) 映像産業を始めとする市内の産業の発展を目指すこと。

(4) 市、映像事業者、事業者及び市民がそれぞれの役割等を認識し、相互に協力及び連携をすること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、撮影推進施策を戦略的かつ効果的に実施するものとします。

2 市は、事業者及び市民の映像作品の制作に対する理解並びに支援及び協力が得られるよう、必要な取組を積極的に実施するものとします。

3 市は、映像作品の制作において、事業者による事業活動及びサービスが活用されるよう、必要な支援及び環境の整備を行うものとします。

4 市は、映像事業者が主体的かつ創造的に映像作品の制作及び発信に取り組めるよう、必要な支援及び環境の整備を行うものとします。

5 市は、映像作品を活用して、本市の魅力を戦略的かつ効果的に発信するものとします。

6 市は、撮影推進施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとします。

7 市は、撮影推進施策を実施するに当たり、市、国及び他の地方公共団体並びに映像事業者、事業者及び市民の間の連携が図られるようにします。

(映像事業者の役割)

第5条 映像事業者は、この条例の目的に対する理解を深め、本市の魅力の発信に取り組むものとします。

2 映像事業者は、映像作品の制作を行うに当たっては、事業者及び市民の安全を確保するよう、十分に留意するものとします。

3 映像事業者は、映像作品の制作を行うに当たっては、事業者による事業活動及びサービスを活用するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、映像事業者による映像作品の制作が円滑に進むよう、支援及び協力を努めるものとします。

2 事業者は、撮影推進施策に協力するよう努めるものとします。

(市民の役割)

第7条 市民は、撮影推進施策が本市の発展及び魅力の発信並びにシビックプライドの醸成につながることを理解するとともに、撮影推進施策並びに映像事業者に

よる映像作品の制作及び発信に協力するよう努めるものとします。

(基本計画)

第8条 市長は、撮影推進施策を戦略的かつ効果的に実施するための基本的な計画(以下「基本計画」といいます。)を策定するものとします。

2 基本計画は、撮影推進施策の基本的な方針その他撮影推進施策を戦略的かつ効果的に実施するために必要な事項について定めるものとします。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとします。

(実施状況の検証及び公表)

第9条 市長は、毎年度、撮影推進施策の実施状況について、検証を行うとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとします。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行します。

提案の理由

「映像の力でさがみはらを元気にする」ことを実現するため、当該実現に向けた基本理念、市の責務並びに映像事業者、事業者及び市民の役割並びに撮影推進施策に係る基本的な事項について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市ケアラー支援条例について
相模原市ケアラー支援条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

提出者	相模原市議会議員	寺 田 弘 子
提出者	相模原市議会議員	大八木 聡
提出者	相模原市議会議員	務 川 慧
提出者	相模原市議会議員	松 浦 千鶴子
提出者	相模原市議会議員	南 波 秀 樹
提出者	相模原市議会議員	大 沢 洋 子
提出者	相模原市議会議員	こさわ 隆 宏
提出者	相模原市議会議員	羽生田 学
提出者	相模原市議会議員	小 林 たかみち

相模原市ケアラー支援条例

本市においては、ケアを必要とする人が年々増加しています。

少子高齢化の進展及び世帯構造の変化に伴い、家庭や地域におけるケアの在り方は大きく変化し、ケアを担う人の負担は増大し、複雑化しています。とりわけ、高齢者介護、ヤングケアラー、ダブルケア、8050問題など、多様な状況に置かれるケアラーが存在し、その心身の健康や生活の基盤が脅かされています。

ケアは、人間の尊厳を支える大切な行為ですが、その責務を一人で背負うことは、ケアラー自身の人生を損なうことにつながりかねません。ケアラーと共に生きる社会を築くことは、全ての市民が互いに支え合い、安心して暮らすことのできるまちを実現する上で欠かすことができません。

本市は、ケアラーを尊重し、その生活を支え、ケアを社会全体で分かち合う仕組みを構築することにより、ケアを担う人もケアを受ける人も等しく尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」といいます。）についての基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民、事業者、関係機関及び学校の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に実施し、ケアラーの負担の軽減又は解消を図り、もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- （1）ケア 介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助をいいます。
- （2）ケアラー 高齢、身体上又は精神上の障害、疾病、使用する言語等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償でケアを提供する人をいいます。
- （3）ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満のものをいいます。
- （4）若者ケアラー ケアラーのうち、18歳からおおむね40歳未満のものをいいます。
- （5）市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する人をいいます。
- （6）事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいいます。
- （7）関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童福祉等に関する業務を通じて、日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性のある機関をいいます。
- （8）学校 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校をいいます。
- （9）民間支援団体 ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をいいます。

（基本理念）

第3条 ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう行われなければならないものとします。

2 ケアラー支援は、ケアラーが孤立することのないよう、市、市民、事業者及び関係機関が相互に連携し、社会全体で支えることを基本として行われなければならないものとします。

- 3 ケアラー支援は、ケアラーの多様性に配慮し、ケアラー一人ひとりの意向を尊重し、当該ケアラーの実態を踏まえ適切に行わなければならないものとします。
- 4 ヤングケアラーに対する支援は、相模原市子どもの権利条例（平成27年相模原市条例第19号）の趣旨を踏まえるとともに、当該ヤングケアラーの適切な教育の機会が確保され、心身の健やかな成長及び自立が図られるように行われなければならないものとします。
- 5 若者ケアラーに対する支援は、当該若者ケアラーの年齢、境遇、ケアの内容等、取り巻く状況の変化に応じて、適切かつ切れ目なく行われなければならないものとします。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとします。

- 2 市は、ケアラー支援に関する施策を実施するに当たり、ケアラーの早期発見に努めるとともに、市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等と相互に連携し、協力するものとします。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、ケアラーのみに負担が集中し、又はケアラーが孤立することのないよう十分に配慮するとともに、ケアラーを社会全体で支えることの必要性について理解を深め、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の必要性について理解を深め、その事業活動に当たっては、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

- 2 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、当該従業員がケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、勤務に当たっての配慮、ケアラー支援に関する情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとします。
- 3 事業者は、市、関係機関及び民間支援団体等とケアラー支援について積極的に連携するよう努めるものとします。

（関係機関の役割）

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の必要性について理解を深め、その業務を行うに当たっては、市が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

2 関係機関は、自らがその業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識するとともに、関わりのある人又はその親族等がケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、健康状態及び生活環境を確認し、支援の必要性を把握するよう努めるものとします。

3 関係機関は、市、他の関係機関及び民間支援団体等とケアラー支援について積極的に連携するとともに、必要な支援が複合的に行われるよう努めるものとします。

(学校の役割)

第8条 学校は、基本理念にのっとり、在籍するケアラーに対し、その意向を尊重しつつ、教育の機会の確保並びに健康状態及び生活環境の把握に努めるものとします。

2 学校は、在籍するケアラーからの教育又は福祉に関する相談に積極的に応じるとともに、市、関係機関又は民間支援団体への適切な案内又は取次ぎその他の教育の機会の確保を図るために必要な支援を行うよう努めるものとします。

3 学校は、在籍する人がケアラーであると認められるときは、学校生活に支障をきたすことのないよう、配慮に努めるものとします。

4 学校は、市、関係機関及び民間支援団体等とケアラー支援について積極的に連携するよう努めるものとします。

(基本施策)

第9条 市は、全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにするため、次に掲げる施策を実施するものとします。

(1) ケアラーに対する相談支援体制の整備及びその周知に関する施策

(2) ケアラーの休息の確保その他の負担軽減に関する施策

(3) ヤングケアラー及び若者ケアラーの教育の機会の確保及び就学又は就業の支援に関する施策

(4) ケアの方法等に関する理解の促進のための情報提供に関する施策

(5) ケアラーが互いに支え合うための交流の場の提供及びその活動促進に関する施策

(6) ケアラー支援及び人材の育成のために必要な研修の実施及び情報の提供に関する施策

(7) 前各号に掲げるもののほか、ケアラー支援を推進するために必要な施策
(広報及び啓発)

第10条 市は、広報活動及び啓発活動を通じて、市民、事業者、関係機関及び学校がケアラーの置かれている状況及びケアラー支援に関する理解を深め、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう必要な施策を実施するものとします。

2 市は、ケアラーが自らの状況を理解し、必要な支援を求めることができることについて、市民に分かりやすい広報及び啓発に努めるものとします。

(体制の整備)

第11条 市は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するとともに、市の関係する部局が横断的に連携して民間支援団体等の相互間の緊密な連携協力体制の構築に努めるものとします。

(財政上の措置)

第12条 市は、ケアラー支援に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、ケアラー支援について必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行します。

提案の理由

全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現に寄与するため、ケアラー支援に係る基本理念、市の責務並びに市民、事業者、関係機関及び学校の役割並びにケアラー支援に関する施策の基本となる事項について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例の一部を改正する条例について

相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

提出者	相模原市議会議員	渡 部 俊 明
提出者	相模原市議会議員	中 村 昌 治
提出者	相模原市議会議員	谷 川 ヒロシ
提出者	相模原市議会議員	後 田 博 美
提出者	相模原市議会議員	臼 井 貴 彦
提出者	相模原市議会議員	岩 井 大
提出者	相模原市議会議員	長谷川 くみ子
提出者	相模原市議会議員	羽生田 学
提出者	相模原市議会議員	小 林 たかみち

相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例の一部を改正する条例

相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例(平成 2 9 年相模原市条例第 5 7 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「ための」の次に「最新の情報提供、」を加え、「活動」の次に「並びに、市民等の意識調査」を加える。

第 1 0 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

第 1 0 条 自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

道路交通法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 3 4 号）による道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）の改正に伴う市の責務に係る規定その他所要の改正をいたしたく提案するものである。